

東大和市第3次行政改革大綱

(計画期間 平成19年度～23年度)

平成18年12月
東 大 和 市

はじめに

これまでも本市では、第1次・第2次行政改革大綱とその推進計画を策定し、行政改革に努めてきました。現行の第2次行政改革大綱と推進計画は、平成18年度をもって終了となりますが、これまで事務事業の見直しや、職員数の削減等、一定の成果を上げてきています。

一方、わが国は、高齢社会、人口減少の時代を迎えています。このため、今後、税収は大きな伸びが期待できない中で、市に課せられる課題やニーズはより一層増大していくことが予想されます。

また、今後、数年以内に新しい地方分権一括法が制定され、第2次地方分権改革として、地方に新たな権限が委譲されることにより、地方自治体の責任は一層重いものになると言われています。

このような高齢化、人口減少、そして更なる地方分権の時代においては、これまで以上に経費を節減し、効率的な行政運営を徹底するために、行政の役割を再検討し、限られた資源を集中して投入して行く必要があります。

このため、一層の行政改革を推進していくことを目的として、新たに「東大和市第3次行政改革大綱」及び「推進計画」を策定しました。

第2次行政改革大綱の推進計画では、項目数が150項目と多岐に渡り、焦点が明確でなかったため、第3次行政改革大綱の策定に当たっては、優先的に実施すべき項目を選別し、65項目としています。

また、本来、東大和市第三次基本計画を受けて策定される分野別個別計画の中に挙げられるべき項目については、それらの計画に委ねることとし、今回の第3次行政改革大綱推進計画には掲載しておりません。

今後は、本大綱及び推進計画に掲げる基本的な考えをもって、行政改革に努めていくこととなります。

なお、「大綱」は行政改革の方向性や基本目標及び改革課題を示し、「推進計画」は「大綱」の改革課題を実現していくための実施計画としての性格を持ちます。

また、第2次行政改革大綱策定時には、大綱とは別に「行政改革大綱推進計画」、「定員適正化計画」及び「財政健全化計画」をそれぞれ別冊として策定していましたが、いずれも一体となって行政改革を進めていくものであることから、第3次行政改革大綱においては、上記3計画とも、一体のものとして作成しています。

目次

| | |
|------------------------------------|---|
| 第 1 行政改革の基本的考え方 | 1 |
| 1 行政改革の方向性 | 1 |
| (1) 行政改革の意義と必要性 | |
| (2) これまでの市の行政改革の取組み | |
| (3) 「東大和市第 2 次行政改革大綱」の見直し | |
| | |
| 第 2 行政改革の推進方針 | 3 |
| 1 行政改革推進の基本目標 | 3 |
| 2 第3次行政改革における改革課題 | 3 |
| 3 計画期間 | 5 |
| 4 進行管理 | 5 |
| | |
| 第 3 行政改革の具体的取組み | 6 |
| 1 市民本位の行政サービスの推進 | 6 |
| (1) 市民が利用しやすい市役所 | |
| (2) 窓口の利便性の向上 | |
| (3) 電子自治体の推進 | |
| | |
| 2 行政の役割の再構築 | 6 |
| (1) 民間活力の積極的な導入 | |
| (2) 協働の推進 | |
| (3) 行政評価に基づく各種事業の見直し | |
| | |
| 3 適正な定員管理の推進 | 7 |
| (1) 定員の抑制 | |
| (2) 効率的な組織への見直し | |
| ※ 定員適正化の推進について | 8 |

| | |
|----------------------|----|
| 4 職員の士気を高める人事管理制度の確立 | 13 |
| (1) 人事管理の適正化 | |
| (2) 職員の意識改革と資質の向上 | |
| 5 健全財政の確立 | 13 |
| (1) 歳入の確保 | |
| (2) 歳出の削減 | |
| (3) 強固で弾力的な財政基盤の確立 | |
| ※ 財政の現状 | 15 |
| 第 4 行政改革大綱体系図 | 23 |
| 第 5 行政改革大綱の位置付け | 24 |
| 第 6 行政改革大綱推進計画 | 25 |
| <推進計画一覧> | 27 |
| 1 市民本位の行政サービスの推進 | 31 |
| 2 行政の役割の再構築 | 35 |
| 3 適正な定員管理の推進 | 42 |
| 4 職員の士気を高める人事管理制度の確立 | 44 |
| 5 健全財政の確立 | 46 |